

# 外国人技能実習制度の現状と課題

令和5年7月25日 第11回繊維産業技能実習事業協議会資料

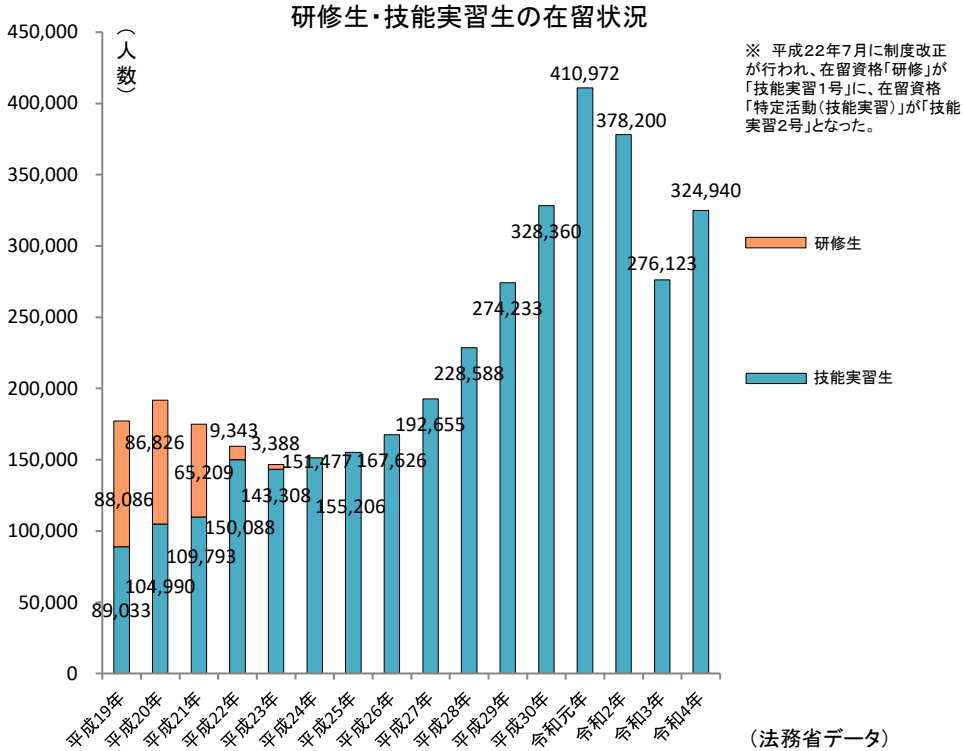
厚生労働省人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

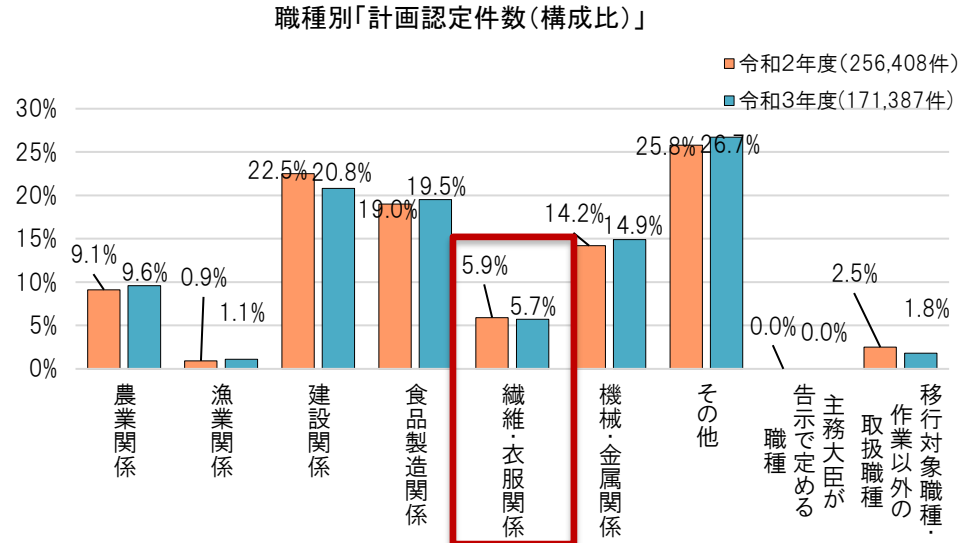


# 技能実習制度の現状

## 1 令和4年末の技能実習生の数は、324,940人



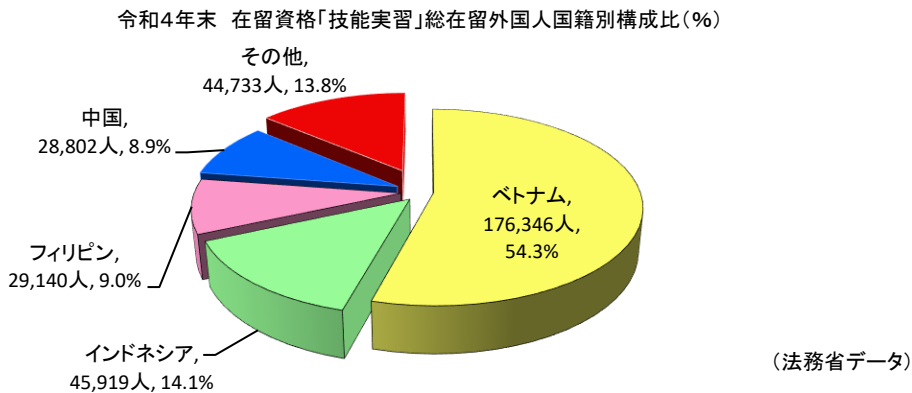
## 3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



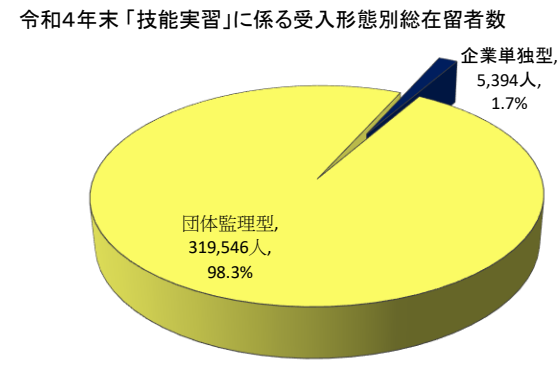
※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。  
 ※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和3年度「外国人技能実習機構統計」)

## 2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

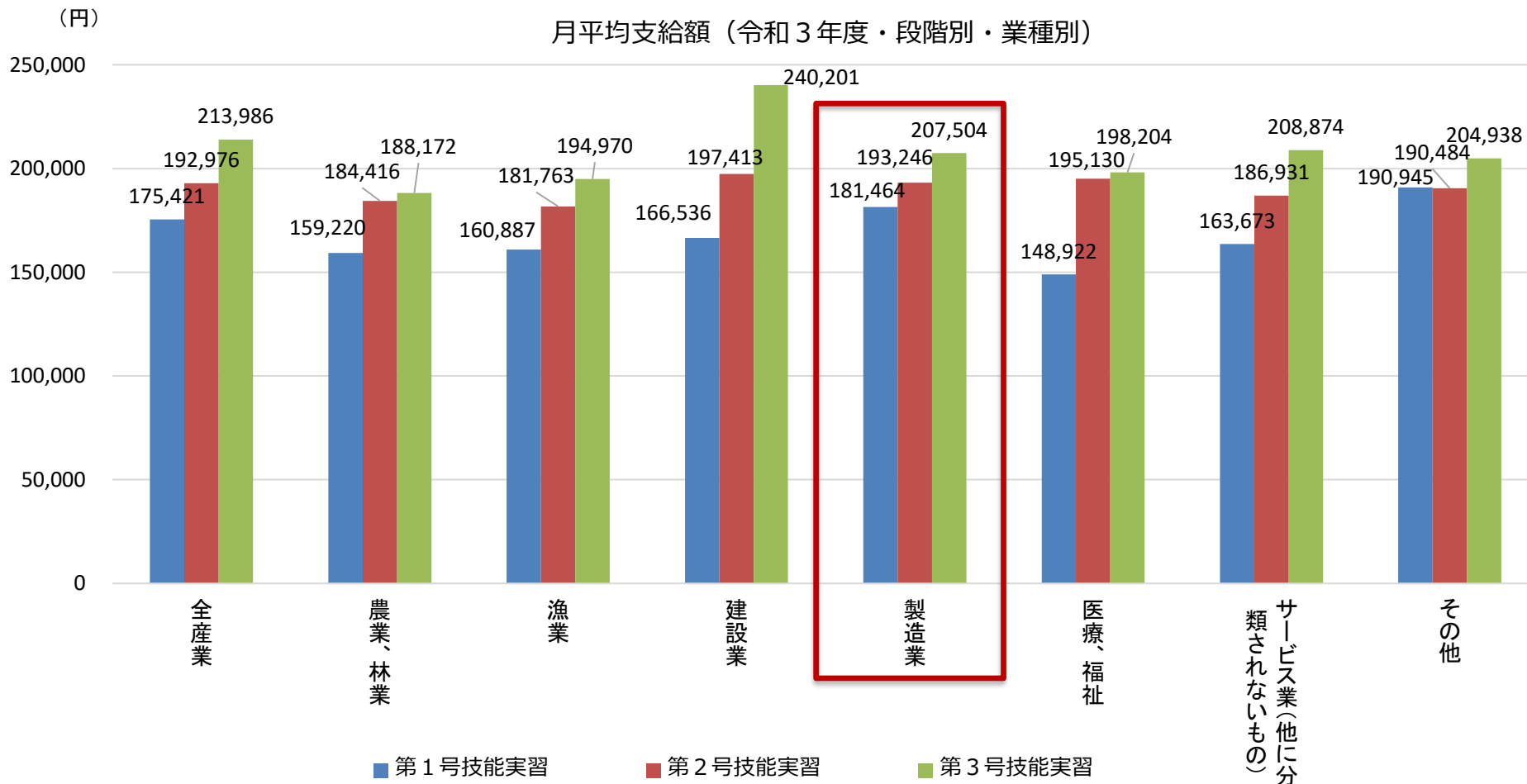


## 4 団体監理型の受入れが98.3%



# 賃金の支払状況

- 大部分の業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金は高くなっている（繊維産業は製造業の内数）。
- 技能実習の段階ごとにみると、最も高いものは第1号ではその他（19万945円）、第2号及び第3号ではいずれも建設業（第2号：19万7,413円、第3号：24万201円）となっている。
- 技能実習生の報酬の額は日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることとされている（技能実習法第9条第1項第9号）



# 技能実習制度 運用要領(出入国在留管理庁・厚生労働省)－抜粋－

## 第4章第2節第10 技能実習生の待遇に関するもの(1)技能実習生に対する報酬の額に関するもの

○ 技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。

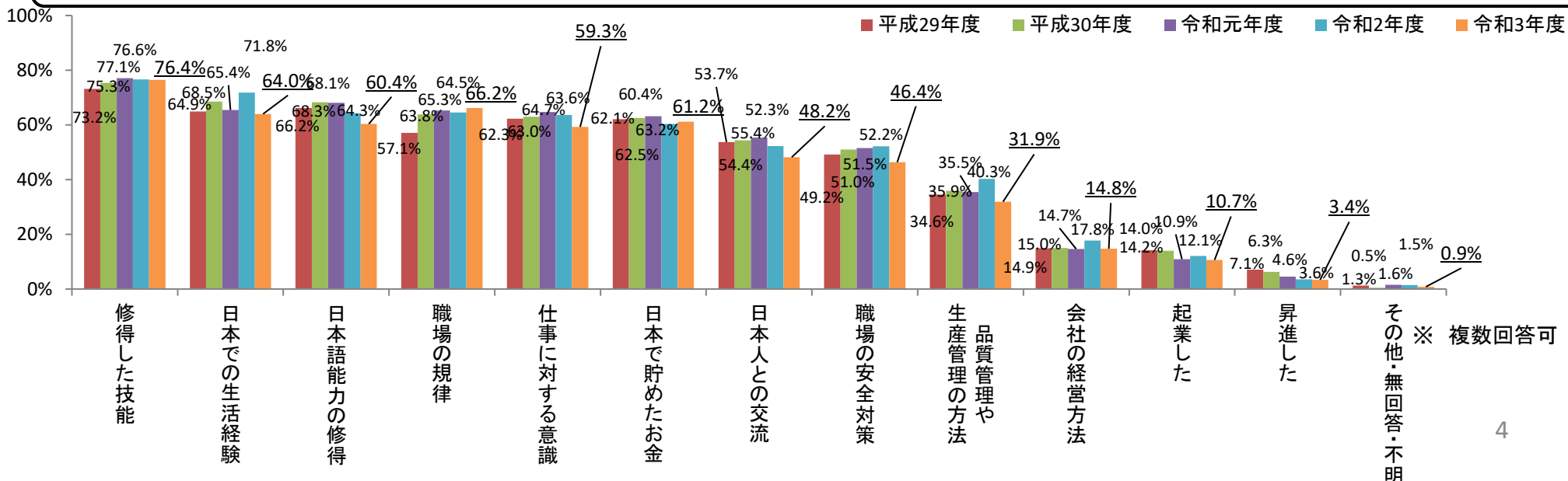
※ パートタイム・有期雇用労働法の規定により、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、同一企業内の正規雇用労働者と有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることや職務内容等が同じ場合に差別的取扱いを行うことは禁止されています(令和3年4月から中小企業にも当該規定が適用されています。)。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。

○ 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合については、技能実習生に対する報酬の額が日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であるということについて、賃金規程がある場合には同規程に照らした個々の企業の報酬体系の観点から、賃金規程がない場合には、例えば、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が最も近い職務を担う日本人労働者と比べてどのように異なるかという観点から、説明を行うこととなります。

○ また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していませんが、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。

## 帰国後技能実習生フォローアップ調査(令和3年度)

- 技能実習期間を通じて学んだことが「帰国後、役に立った」と回答した人は89.0%。
- 役に立った具体的な内容は「修得した技能」(76.4%)が最も高く、「職場の規律」「日本での生活経験」と続く。



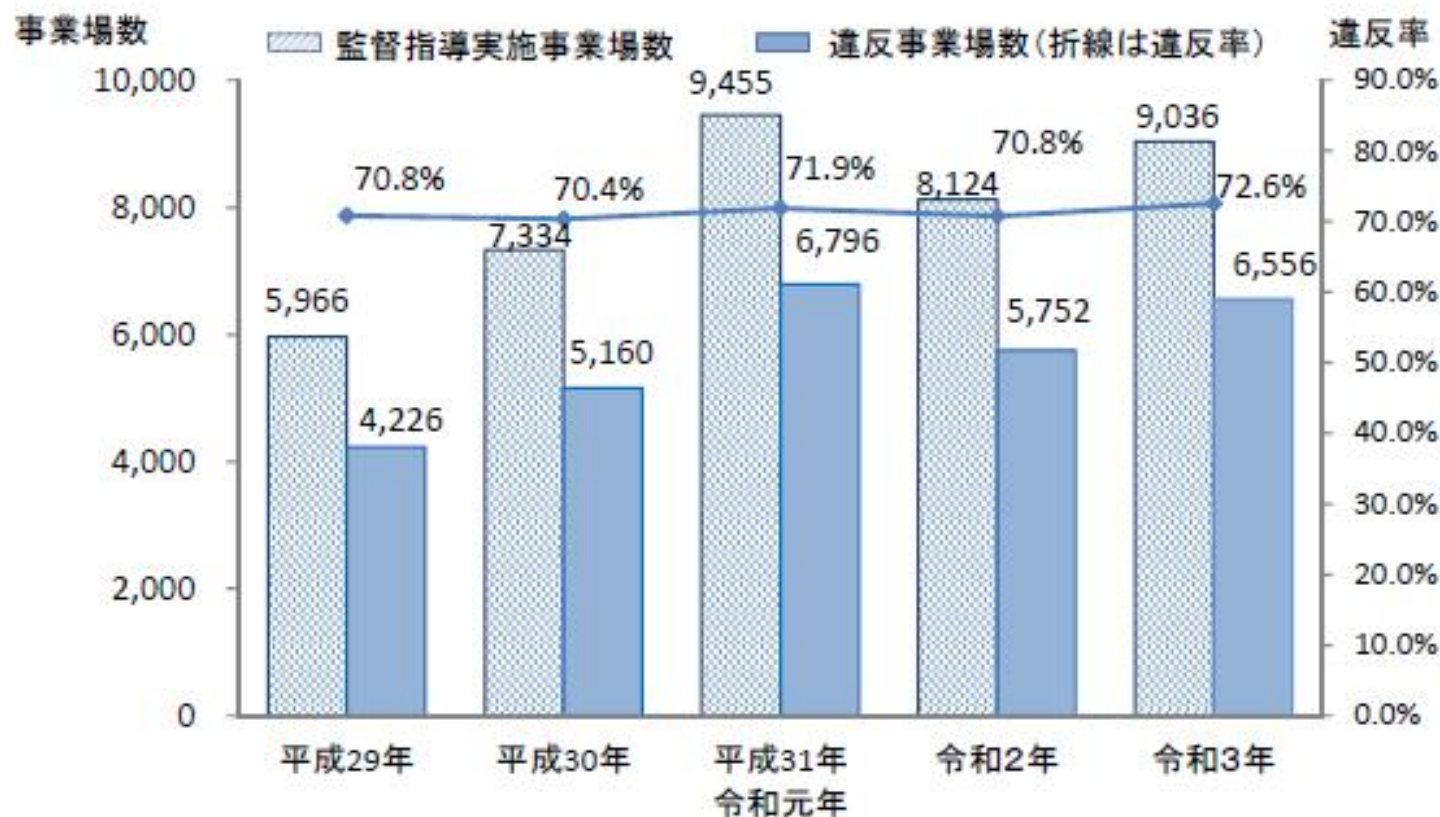


## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和3年）

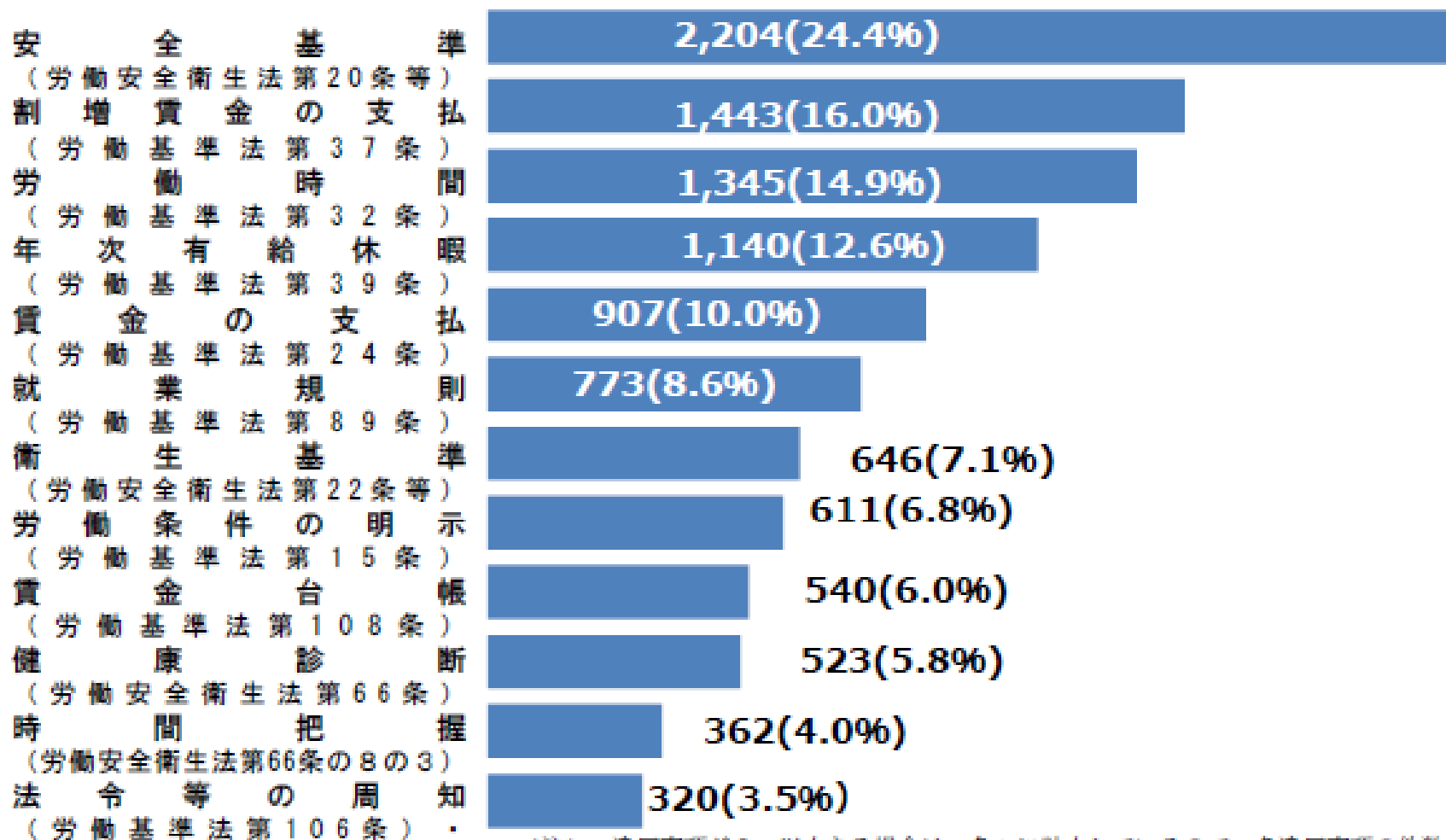
### 1 監督指導の状況

- (1) 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,036件の監督指導を実施し、その72.6%に当たる6,556件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.4%）、②割増賃金の支払（16.0%）、③労働時間（14.9%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

| 主な業種        | 監督指導<br>実施事業場数 | 違反事業場数<br>(違反率)  | 主な違反事項                    |                             |                           |
|-------------|----------------|------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 機械・金属       | 2,874          | 1,963<br>(68.3%) | 安全基準<br>812(28.3%)        | 衛生基準<br>435(15.1%)          | 労働時間<br>401(14.0%)        |
| 食料品製造       | 1,405          | 1,025<br>(73.0%) | 安全基準<br>506(36.0%)        | 労働時間<br>249(17.7%)          | 割増賃金の<br>支払<br>176(12.5%) |
| 繊維・衣服       | 491            | 350<br>(71.3%)   | 割増賃金の<br>支払<br>96(19.6%)  | 労働時間<br>87(17.7%)           | 賃金の支払<br>77(15.7%)        |
| 建設          | 1,528          | 1,228<br>(80.4%) | 割増賃金の<br>支払<br>403(26.4%) | 安全基準<br>299(19.6%)          | 賃金の支払<br>295(19.3%)       |
| 農業          | 275            | 209<br>(76.0%)   | 賃金の支払<br>79(28.7%)        | 安全基準<br>39(14.2%)           | 労働条件の<br>明示<br>34(12.4%)  |
| <参考><br>全業種 | 9,036          | 6,556<br>(72.6%) | 安全基準<br>2,204(24.4%)      | 割増賃金の<br>支払<br>1,443(16.0%) | 労働時間<br>1,345(14.9%)      |

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、  
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業  
食料品製造・・・食料品製造業  
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業  
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業  
農業・・・農業、畜産業



## 事例 1

### 「時間外労働に対する割増賃金が不足している」との申告があったもの

#### 概要

- 縫製業の事業場で働く技能実習生から、1か月30時間を超える時間外労働の単価が1時間当たり500円程度しか支払われない旨の申告がなされた。
- 調査の結果、時間外・休日労働に対する適正な割増賃金が支払われていないことが認められた。また、寮費として不当に高額な金額が控除されている状況が認められた。

#### 労基署の対応

- 1 法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

- 2 賃金から寮費を控除する旨の書面での労使協定は締結されていたものの、控除されていた金額が不当に高額なものであったため、不当に控除している金額を控除しないよう是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第24条第1項（賃金の支払）違反

#### 指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生に対して、割増賃金の不足額と不当に高額に控除していた賃金額、計約200万円が支払われた。

# 技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護に係る取組

## 1 制度の適正化（実地検査及び行政処分等）

- 外国人技能実習機構による監理団体及び実習実施者に対する実地検査の実施。
- 技能実習法違反を認めた場合、改善に向け厳格に指導。
- 違反の態様が悪質な場合、主務大臣等が監理団体の許可取消等や技能実習計画の認定取消等を実施。
- 許可・認定が取り消された場合、取消日から5年間は許可・認定申請は不可（欠格事由）。

## 2 技能実習生の保護（技能実習生への相談援助）

- 母国語による通報・相談窓口（8カ国語）の整備。
  - ①「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」の開設（暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を構築（令和3年度新設））。
  - ②「オンライン通話（Zoom）」による音声相談対応を開始（令和5年度新設。）
- 実習継続が困難な場合の実習先変更支援体制の整備。

## 3 送出国との連携（二国間取決め（MOC）による不適正な送出国の通報等）

- MOCは技能実習制度の適切な実施のため、送出国との間で協力の枠組みを定めたもの。  
※計14か国と作成（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア）。
- 保証金の徴収等の送出国の不適切行為を把握した場合、MOCに基づき相手国へ通報。  
相手国政府による調査、指導、送出国の認定取消等の対応を求める。
- 昨年（令和3年）8月、失踪者の発生が著しい送出国からの技能実習生の新規受入れ停止措置を開始。ベトナムの5送出国からの新規受入れ停止措置を講じている。

# 制度適正化及び技能実習生の保護に向けた取組状況(1)

## 1 適正な技能実習の実施を確保するため、機構による実地検査を実施

| 項目   | 取組状況   |
|------|--|
| 実地検査 | ○外国人技能実習機構では監理団体は年1回、実習実施者は3年1回の実地検査を実施        |
| 体制強化 | ○外国人技能実習機構の人員を増加<br>346名(平成30年度) → 587名(令和元年度) |

## 2 法違反が認められた場合、機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。

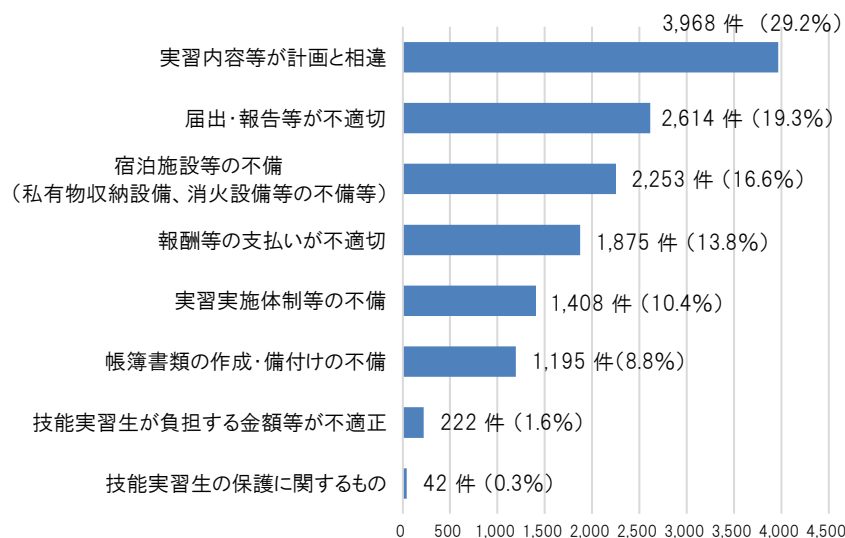
悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

### ○外国人技能実習機構による実地検査状況(令和3年4月～令和4年3月)

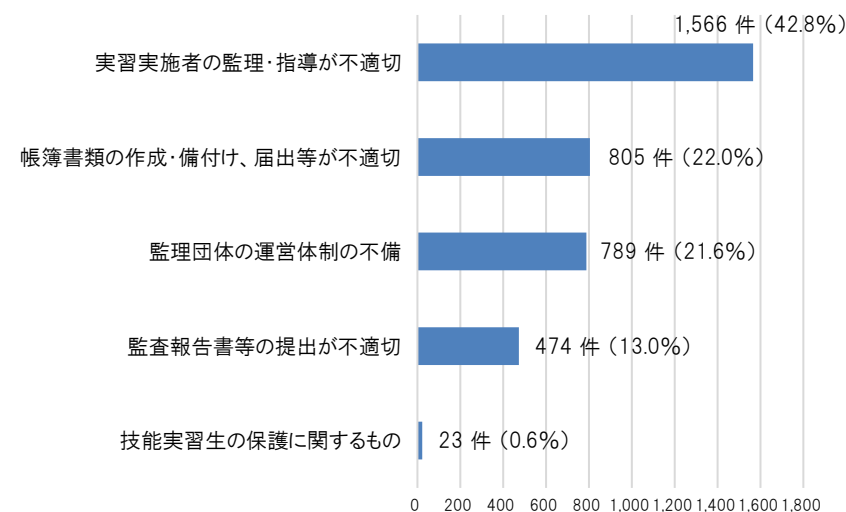
|                       | 監理団体             | 実習実施者            | 合計                |
|-----------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 検査数                   | 4,162            | 24,105           | 28,267            |
| 違反者数<br>(検査数に占める割合)   | 2,056<br>(49.4%) | 8,283<br>(34.4%) | 10,339<br>(36.6%) |
| <b>違反件数*</b><br>(条文数) | <b>3,657件</b>    | <b>13,577件</b>   | <b>17,234件</b>    |

\*一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

### 違反状況(実習実施者)



### 違反状況(監理団体)



# 制度適正化及び技能実習生の保護に向けた取組状況(2)

- 適正な技能実習の実施を確保するため、外国人技能実習機構による実地検査を実施。法違反が認められた場合、外国人技能実習機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。  
悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

## ○主務省庁による行政処分等の実施状況

|                       | 監理団体 |      | 実習実施者             |       |
|-----------------------|------|------|-------------------|-------|
|                       | 許可取消 | 改善命令 | 認定取消              | 改善命令  |
| 平成30年度                | 1    | 0    | 8実施者<br>151計画     | 1実施者  |
| 令和元年度                 | 4    | 0    | 23実施者<br>244計画    | 2実施者  |
| 令和2年度                 | 13   | 2    | 77実施者<br>1,001計画  | 6実施者  |
| 令和3年度                 | 13   | 10   | 177実施者<br>2,080計画 | 6実施者  |
| 令和4年度                 | 12   | 15   | 114実施者<br>1,723計画 | 0実施者  |
| 令和5年度<br>(令和5年6月9日時点) | 1    | 2    | 28実施者<br>480計画    | 0実施者  |
| 合計                    | 44   | 29   | 427者<br>5,679計画   | 15実施者 |

# 外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、  
監督

報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)  
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)  
(理事長が主務大臣の  
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)  
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

## 組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

## 所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等
  - ・ 監理団体(約3,600団体)への実地検査を年1回実施
  - ・ 実習実施者(約62,000社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究



# 外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

| 名称     | 所在地・連絡先  |                  | 担当地区                             |
|--------|--|------------------|----------------------------------|
| 札幌事務所  | 〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2<br>マルイト北4条ビル5階    | Tel.011-596-6470 | 北海道                              |
| 仙台事務所  | 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1<br>仙台フコク生命ビル6階     | Tel.022-399-6326 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、<br>山形県、福島県      |
| 東京事務所  | 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2<br>アーバンセンター神田須田町7階 | Tel.03-6433-9211 | 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、<br>東京都、神奈川県、山梨県 |
| 水戸支所   | 〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40<br>朝日生命水戸ビル3階         | Tel.029-350-8852 | 茨城県                              |
| 長野支所   | 〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361<br>ナカジマ会館ビル6階       | Tel.026-217-3556 | 新潟県、長野県                          |
| 名古屋事務所 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32<br>日建・住生ビル5階       | Tel.052-684-8402 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県                  |
| 富山支所   | 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13<br>富山興銀ビル12階          | Tel.076-471-8564 | 富山県、石川県、福井県                      |
| 大阪事務所  | 〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16<br>大阪朝日生命館3階      | Tel.06-6210-3351 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<br>奈良県、和歌山県     |
| 広島事務所  | 〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9<br>広島鯉城通りビル3階       | Tel.082-207-3123 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、<br>山口県          |
| 高松事務所  | 〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10<br>高松寿町プライムビル7階       | Tel.087-802-5850 | 徳島県、香川県                          |
| 松山支所   | 〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21<br>ジブラルタ生命松山ビル2階     | Tel.089-909-4110 | 愛媛県、高知県                          |
| 福岡事務所  | 〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1<br>日刊工業新聞社西部支社ビル7階  | Tel.092-710-4070 | 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、<br>沖縄県          |
| 熊本支所   | 〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7<br>MY熊本ビル2階          | Tel.096-223-5372 | 熊本県、宮崎県、鹿児島県 13                  |